

「ながらスマホ運転」厳罰化を

南魚沼事故1年被害者の会発足

南魚沼市の関越自動車道で昨年9月、バイクを運転していた同市の会社員、井口百合子さん（当時39）が、スマートフォン（スマホ）で漫画を読みながらワゴン車を運転していた元運転手の男に追突され死亡した事故が発生してから1年が経過した。百合子さんの命日となる10日、事故現場で花束をささげた夫の貴之さん（47）は「二度と同じような事故が起きてほしくない」と、被害者や遺族からなる会を発足。「ながらスマホ運転」による事故の厳罰化や危険性を周知する活動を行っていくという。

（池田証志）

■異例の判決

新潟地裁長岡支部が先月言い渡した判決などによると、夏休みにツーリングへ出かけ、井口さん夫婦を悲惨な事故が襲ったのは、昨年9月10日夜。運送業務のために男が運転していたワゴン車は事故当時、時速約100キロで走行。ドライブレコーダーには追突の約16秒前から百合子さんのバイクの尾灯が映っており、前方を注視していれば、防げたはずの事故だった。

岩田康平裁判官は「一瞬の不注意による事故とは一線を画する、特に危険で悪質な運転」として、自動車運転処罰法違反（過失致死）の罪で懲役3年の有罪判決を言い渡し、その後確定。同罪で問われるのは、その後確定。同罪で問われるのは、その後確定。

れた交通事故の判決としては異例の厳しさだった。「妻はあと40〜50年は生きていたはずだったのに、（男は）3年で刑期を終える」と思っていると、罪が軽く、妻がかわいそうでならない。

判決後に開かれた記者会見で、貴之さんは、より量刑の重い同法の危険運転致死傷罪（最高刑懲役20年）を、ながらスマホ運転にも適用できるように法改正すべきだと訴えた。

貴之さんは検察から「危険運転の罪で規定された類型に該当しない」と説明を受けていた。同罪には「飲酒や薬物の影響で正常な運転が困難」などの要件があるが、スマホを見ながら運転した場合の規定はない。

遺族側代理人の弁護士は「危険運転致死傷罪には、新たな類型が追加されてきた歴史がある。ながらスマホ運転も機が熟してきたといえる」と期待を込めた。

■過失か故意か

交通事故に詳しい高山俊吉弁護士は、過失運転致死罪（懲役7年以下または禁錮、罰金100万円以下）が過失犯であるのに対し、危険運転致死罪（懲役1年以上20年以下）は「人を殺したり傷つけ

たりするような危険な状態を生み出した故意犯」という大きな違いがあると指摘する。ながらスマホ運転に危険運転致死傷罪を適用する法改正について、高山弁護士は「危険な運転を抑制する効果はある」とする一方、「スマホを見ながら運転することで、飲酒運転に匹敵するほど危険な状態が頻発するかを検討する必要がある」と話す。

自動車にはカーナビなど前方を注視しないことを前提とするツールがあることから、「スマホだけをとりわけて危険運転致死傷罪に当たると言い切れるかどうか」と議論のポイントを提示する。

その上で、再発防止には「スマホを見ながら運転することがいかに危険かを周知することも重要だ」ともした。

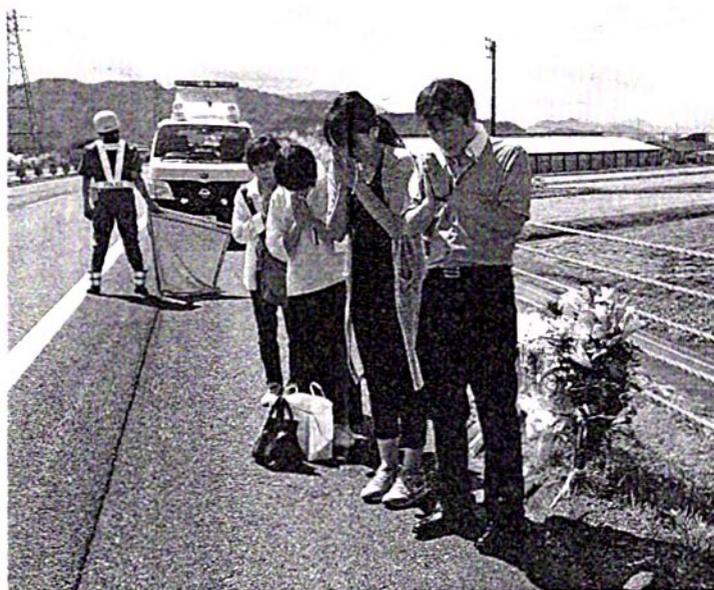
■よりなる法改正を

警察庁によると、携帯電話などの画面を注視したり操作したりする「画像目的使用」の交通事故は昨年、966件発生。スマホ普及当初の平成20年に比べ3倍以上になっている。

今年12月には、改正道交法が施行され、ながらスマホ運転の罰則が強化される。罰則は、これまで「3月以下の懲役または5万円以下の罰金」だったが、「1年以下の懲役または30万円以下の罰金」となる。ただ、これだけで十分なのか、重大な事故を引き起こした場合、単なる過失と見なしていないのかには異論も多い。「つらかったね。苦しかったね。痛かったね。かわいそうだね」

百合子さんの命日となる9月10日、事故現場で献花し、心の中で亡き妻に語りかけた貴之さんは、「ながらスマホ運転被害者遺族の会」を立ち上げた。

今後、さらに参加者を募り、ながらスマホ運転を危険運転致死傷罪の対象とする法改正を国会に働きかける活動などを展開する意向だ。



井口百合子さんの命日に事故現場で献花する夫の貴之さん（右端）ら＝10日、南魚沼市の関越自動車道（井口貴之さん提供）